

愛知県における犯罪被害者等支援に関する施策

1. 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画及び愛知県におけるこれまでの取組

(1) 犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画

2005年 4月 犯罪被害者等基本法施行

犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想として制定。

2005年12月 犯罪被害者等基本計画の決定

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条に基づき策定された、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められた、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画。これまで、2011年に第2次が、2016年に第3次が策定されている。

2021年3月30日、第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、同計画では、国、地方公共団体、民間団体などが、緊密に連携・協力し、生活再建に向けた支援や、被害が潜在化しやすい性犯罪・性暴力、児童虐待の被害者への支援などを、一層強化することとされている。

(2) 愛知県におけるこれまでの取組

1997年 4月 愛知県被害者支援連絡協議会設立【愛知県警】

犯罪被害者等支援に関係する専門機関・団体が連携して対応する趣旨から、全国的な流れの中で警察が中心となって設立。

2000年 3月 愛知県警察犯罪被害者支援活動実施要領の制定【愛知県警】

現場における被害者（犯罪等による被害を受けた者及びその遺族をいう。）及びその家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動（以下「被害者支援」という。）の強化を図るため制定。2000年4月1日から実施。

2001年 12月 愛知県警察再被害防止要綱の制定【愛知県警】

検挙した事件について、被害者及び親族が、加害者により再び危害を加えられる事態を防止するため、当該被害者等の保護に関して必要な、再被害防止対象者の指定手続や再被害防止措置等を規定。

2004年 4月 愛知県安全なまちづくり条例施行

県による推進体制の整備（第33条）、県の犯罪被害者等早期援助団体等と協働して行う、被害者等に対する支援の措置を講ずる努力（第34条）、県民等による被害者等に対する支援協力の努力（第35条）を規定。

2009年 12月 犯罪被害者支援ハンドブックあいち2009公表

2008年12月内閣府（犯罪被害者等施策推進室）が公表した「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を参考に、愛知県被害者支援連絡協議会とともに公表。以降、毎年度改訂版を発行。

2011年4月 「愛知県被害者支援連絡協議会」改組【愛知県警】

「愛知県被害者支援連絡協議会」を解散し、新たに設置要綱を定めて「愛知県被害者支援連絡協議会」を設置。愛知県安全なまちづくり条例の第33条に基づく体制としての位置付けを明確化、会長を互選として民間人に変更するなど、組織体制の見直し等を実施。

2016年6月 愛知県警察犯罪被害者支援基本計画【愛知県警】

警察庁犯罪被害者支援基本計画が策定されたことに伴い策定。愛知県警察における犯罪被害者支援を計画的に推進するため、講ずるべき施策及びその推進要領を定めることを目的とするもの。計画期間は2016年4月1日から2021年3月31日。現在、次期計画を策定中。

2. 愛知県における犯罪被害者等の支援に関する主な施策

愛知県及び愛知県警が、犯罪被害者やその家族の支援のため実施している主な施策は以下のとおり。

区 分	実施主体	実 施 項 目
広報啓発関係	○☆	犯罪被害者支援ハンドブックの発刊
	○	相談窓口の案内リーフレットの作成
	☆	犯罪被害者支援に関する動画の公開
	○	犯罪被害者等支援パネル展
	○	市町村犯罪被害者等支援実務担当者向け研修会の開催
性犯罪・性暴力被害者支援関係	○	ワンストップ支援センターの運営及び救命救急センターとの連携の推進
	☆	ハートフルステーション・あいちへの相談員派遣
	○	暴力被害者支援看護師（SANE）の養成
	○	性暴力被害防止セミナー開催
	○	性暴力被害者に対する医療費公費負担
	○	性犯罪・性暴力の相談窓口の特化した名刺サイズの「啓発カード」配布
	○	女性相談センターにおける配偶者暴力相談支援等のDV防止対策
生活支援関係	○	犯罪被害者等の県営住宅への優先入居
	○	ヤング・ジョブ・あいちでの職業相談等
	○	愛知県犯罪被害者等見舞金、愛知県犯罪被害遺児支援金、愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金（2021年度新規）

※○愛知県が実施 ☆愛知県警が実施

3. 「あいち地域安全戦略 2023」における犯罪被害者等支援の位置づけ

犯罪被害者等への支援について、さらなる充実・強化を図るため、本年4月から、「犯罪被害者等見舞金」、「犯罪被害遺児支援金」、「犯罪被害者等再提訴費用助成金」の3制度を創設するとともに、「あいち地域安全戦略 2023（2021年3月策定）」において、「犯罪被害者等への支援の強化に向けた条例の制定」を盛り込んでいる。

なお、「あいち地域安全戦略 2023」から、これまで犯罪被害者への支援の重点事業であった性犯罪・性暴力の対策強化を独立した重点項目とし、対策を強化していく。

<参考>あいち地域安全戦略 2023（抜粋）

<犯罪被害者等への支援>

27 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施します。また、相談・カウンセリングや情報提供の充実を図ります。

◆県民への理解促進のための広報啓発活動の推進 ◆相談・支援体制の充実 ◆関係機関との連携の推進 ◆犯罪被害者等への支援の強化に向けた条例の制定

28 性犯罪・性暴力の対策強化

性犯罪・性暴力について、加害者、被害者、傍観者にさせないための、社会的取組を推進し、対策の強化を図ります。

◆啓発・教育活動等を通じた性犯罪・性暴力への意識改革の推進
◆性犯罪・性暴力被害者に対する相談・支援体制の強化
◆被害者心理に寄り添った性犯罪捜査の推進 ◆関係機関と連携した対策の推進

